

## C1-36 の管理について

## 1. はじめに

- ・事業変更許可後の1号埋設施設におけるC1-36 主要核種追加に係る放射性廃棄物等の確認（以下「廃棄体確認」という）の実施について、第二種埋設事業規則第八条 2項三号（許可を受けたところによる最大放射能濃度を超えないこと）、第九号（前各号の他、許可を受けたところによるものであること）により事業変更許可後に即時適用となる。
- ・一方で、廃棄体確認の申請・確認においては、第二種埋設事業規則第二十条 1項 12号（放射性廃棄物の受入れの基準に関すること）（以下「WAC」という）を保安規定に定めることが必要となる。
- ・行政法上の手続き順に基づき、事業変更許可後に保安規定変更認可申請を行う場合、保安規定の審査期間が必要とされ、その間の廃棄体確認がC1-36を反映したWAC不在のために実施できない状況となり、計画的な受入れ・埋設が滞るなど操業上の不利益が生じる。
- ・なお、現状においては、年明け以降に搬出予定の1号廃棄体の確認申請を数件予定していることから、事業変更許可後に速やかにC1-36を反映した保安規定認可が必要となる。

## 2. ご説明したい事項

- ・上記を踏まえて、事業変更許可後の保安規定変更認可を経た廃棄体確認を円滑に進めていくために監視部門を交えて安全審査における「C1-36 管理の方法」について、保安規定WAC改正に関係する内容としてご説明したい。

○C1-36 管理の方法におけるポイント（補9 添 3-93～101 ページ）

✓ 廃棄体確認におけるC1-36の放射能濃度評価方法

- ・本資料に基づいてC1-36を反映した保安規定1号均質・均一固化体WACでのSF等を追加設定したく考えている。

[補足1]第三者機関で妥当と評価した手法を用いている。

[補足2]廃棄体確認申請書へは添付書類四に追記する考えである。(C1-36の放射能  
量・放射能濃度は、別紙帳票に記載)

✓ 1号均質・均一固化体に関しての埋設上の制限事項（GCR 廃棄体は埋設対象外）

- ・現状においても下位文書等に制限を定めており、廃棄体受入れ時において記録により埋設対象となっていないことを確認している。

- ・事業変更許可後の保安規定変更認可申請については、認可を急ぎたい部分（C1-36を反映した保安規定1号均質固化体WACSF等を追加設定）と、その他のC1-36関係の

反映及び事業変更許可の変更事項に係る残る全体、を区別して段階的 or 並行での申請も視野に考えている。保安規定変更に係る事業変更許可における変更事項の概要等について別紙に示す。

### 3. 事業許可後の廃棄体確認申請に係る行政手続き上の扱いについて

- ・事業変更許可前の廃棄体確認は現WACに基づき確認を実施されると理解しているが、事業変更許可前に廃棄体確認申請したもので事業変更許可後に廃棄体確認を予定するもの、事業変更許可後に廃棄体確認申請したものについては、C1-36 を反映した保安規定1号均質固化体WAC案の認可後に、廃棄体確認申請の変更届出（C1-36 関係の追加）を行う考えである。

以 上

## 保安規定変更に係る事業変更許可における変更事項の概要等について

## 1. C1-36 関係の反映（認可を急ぎたい1号均質・均一固化体関係は本文2.に記載のため除く）（保安規定等への反映は関連条文を踏まえて検討中）

- ・ 1号埋設対象廃棄物の主要核種にC1-36を追加
- ・ 1号充填固化体に係る廃棄物確認におけるC1-36の放射能濃度評価方法
- ・ 1号充填固化体に係る埋設上の制限事項（GCR廃棄体及びPWR液体フィルタは埋設対象外）
- ・ 1号埋設地のC1-36に係る区画別放射エネルギー（片寄り等）
- ・ 2号充填固化体に係る埋設上の制限事項（GCR廃棄体（既埋設144本を除く）及びPWR液体フィルタは埋設対象外）

[補足]事業変更許可後の2号充填固化体に係る受入れ制限事項（GCR廃棄体及びPWR一次系の浄化系で使用している液体フィルタ（以下「PWR液体フィルタ」）は受入れない）について保安規定下位文書において定めて管理し、年度内受入れ予定についてはPWR液体フィルタが含まれていないことを確認しており受入れに支障がないと考えている。

- ・ 3号充填固化体に係る埋設上の制限事項（GCR廃棄体対象外、PWR液体フィルタ（一次系）300本（75本／東西埋設設備2基））

## 2. 事業変更許可の変更事項に係る上記以外の全体（保安規定等への反映は関連条文を踏まえて検討中）

## (1) 埋設対象廃棄物

- ・ 1号7,8群埋設対象廃棄物（均質・均一固化体、充填固化体（重量500kg以下）、セメント破砕物充填固化体）
- ・ 3号埋設対象廃棄物（充填固化体）

## (2) 変更・追加設備関係

- ・ 1号7,8群埋設設備、排水・監視設備のうち点検路、覆土の構造等の変更
- ・ 2号覆土の構造等の変更
- ・ 3号埋設設備、排水・監視設備、覆土の構造等の追加
- ・ 附属施設のうち1号、2号及び3号廃棄物埋設施設共用の追加（既設）：放射線管理施設のうち出入管理設備・除染設備、廃棄施設のうち排気口・排水口、監視測定設備、通信連絡設備 など
- ・ 附属施設のうち1号、2号及び3号個別の追加（新設（1・2号埋設地の安全避難通路は既設））：放射性廃棄物の受入れ施設のうち3号埋設クレーン、監視設備のうち埋設地近傍の地下水採取孔及び地下水位測定孔、通信連絡設備等のうち埋設地の安全避難通路 など

(3) 収着分配係数関係

- ・ 1号7,8群及び3号を対象とした廃棄体の固型化材料、埋設設備のセメント系材料、覆土の土質系材料の管理、定期的な評価における設備・群・全体評価（知見収集する実測定値踏まえた設定評価、線量評価）

(4) その他必要な事項